

## 愛知県地域密着型サービス外部評価実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成18年3月14日厚生労働省令第34号)第97条第8項及び「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」(平成18年3月14日厚生労働省令第36号)第86条第2項の規定に基づき、指定認知症対応型共同生活介護事業者又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者(以下「事業者」という。)が受けなければならない地域密着型サービスの外部評価に関して必要な事項を定めるものとする。

### (外部評価の頻度)

第2条 事業者は、その設置・運営する指定認知症対応型共同生活介護事業者又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者(以下「事業所」という。)ごとに、少なくとも年に1回は自己評価を実施した上で、外部評価を受けるものとする。

ただし、指定認知症対応型共同生活介護の事業と指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について、同一の事業所内において一体的に運営されている場合にあっては、一の事業所として自己評価及び外部評価を実施して差し支えない。

2 過去に外部評価を5年間継続して実施している事業所であって、次に掲げる要件を全て満たす場合には、前項の規定にかかわらず、当該事業者の外部評価の実施回数を2年に1回とすることができる。この場合、外部評価を実施しなかった年については、「5年間継続して実施している事業所」の要件の適用に当たっては、実施したものとみなすこととする。

- (1) 「1 自己評価及び外部評価結果」及び「2 目標達成計画」を市町村に提出していること。
- (2) 運営推進会議が、過去1年間に6回以上開催されていること。
- (3) 運営推進会議に、事業所の所在する市町村の職員又は地域包括支援センターの職員が必ず出席していること。
- (4) 「1 自己評価及び外部評価結果」のうち、外部評価項目の2、3、4、6の実践状況(外部評価)が適切であること。

### (評価機関)

第3条 外部評価は、県が選定した評価機関が行うものとし、評価機関の具体的な要件及び選定手続きについては、県が別に定める。

2 評価機関が外部評価を行う際の外部評価実施要領(以下、「実施要領」という。)については、別添1を参考に評価機関が定めるものとする。

### (外部評価の構成)

第4条 評価機関は、実施要領に基づき実施された「書面調査」及び「訪問調査」の結果を総合した上で、外部評価を行うものとする。

### (介護サービス情報の公表)

第5条 外部評価の実施にあたっては、「介護サービス情報の公表」制度と一体的に実施することができる。

2 「介護サービス情報の公表」制度の実施については、「介護サービス情報の公表事務実施要綱」で定める。

### (外部評価の申込み等)

第6条 事業者は外部評価を受けるにあたっては、評価機関に申し込むものとする。

2 事業者は、評価機関に申し込んだ後、同機関との間で評価業務委託契約を結び、その契約に基づき同機関に対して評価手数料を支払うものとする。

3 評価機関は、実施要領及び事業者と結んだ評価業務委託契約に基づき外部評価を行うものとする。

### (評価結果の公開)

第7条 評価機関は、第4条に定める調査を実施した後、速やかに評価の確定を行い、独立行政法人福祉医療機構が運営する「福祉保健医療情報ネットワークシステム（WAM NET）」により、外部評価の結果を広く公開するものとする。

2 事業者は、外部評価の結果の詳細版（評価調査員のコメント等が付されたもの）を、利用申込者又はその家族に対する説明の際に交付する重要事項を記した文書に添付の上、説明するものとする。また、事業所内の見やすい場所に掲示するほか、利用者又は入居者の家族に送付等を行うものとする。

### (報告)

第8条 評価機関は、当該年度当初に事業者に意向調査を行い決定した事業者の評価が実施できなかった場合等、予定と変動したときは、翌年度4月末までに県に報告するものとする。

### (運営推進会議との関係)

第9条 「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第3条の37第1項に定める介護・医療連携推進会議、第34条第1項（第88条、第108条及び第182条において準用する場合に限る。）に規定する運営推進会議を活用した評価の実施等について」（平成27年3月27日老振発0327第4号、老老発0327第1号）で示された評価の実施方法に従い、運営推進会議を活用した評価を受けた場合は、外部評価を受けたものとみなすこととする。

2 前項の評価は、第2条第2項に規定する「過去に外部評価を5年間継続して実施している」ことに係る継続年数に算入することはできない。

## 附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第3条第1項の規定は、平成18年11月28日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成21年7月6日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

**附 則**

この要綱は、平成24年6月14日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

**附 則**

この要綱は、平成27年3月6日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

**附 則**

この要綱は、令和3年6月14日から施行し、令和3年4月1日から適用する。